

亀山市告示第 8 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

第 1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 8 9 6
- 3 路線名 川合 3 3 号線
- 4 道路の区域

区 間		延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
起 点	終 点		最小	最大
川合町字山神 戸 7 6 9 番 4 地先	川合町字山神 戸 7 9 7 番 5 地先	1 2 6 . 7 6	最小	6 . 0 0
			最大	1 1 . 5 0

第 2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 2 1 5
- 3 路線名 徳原 3 6 号線
- 4 道路の区域

区 間		延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
起 点	終 点		最小	最大
川崎町字貢 4 6 8 6 番 1 0 地先	川崎町字貢 4 6 8 6 番 1 地先	5 2 . 1 0	最小	6 . 0 0
			最大	1 3 . 0 9